

2025（R7）年税制改正（個人所得税 4）

今回は前回に引き続き、2025（R7）年度の税制改正の個人所得税についてご紹介いたします。今回は iDeCo 等の拠出限度額の引上げと、退職所得控除額の調整規定等の見直しについて紹介します。

企業型 DC（確定拠出年金）・iDeCo（個人型確定拠出年金）等の拠出限度額の引上げ

勤務先の企業年金の有無等による拠出限度額の差異を解消する観点から、国民年金第2号被保険者（会社員等）（以下「第2号被保険者」）について、iDeCo 独自の限度額を廃止し、企業年金への拠出額との合計に対する共通拠出限度額に一本化されます。

- ① 第2号被保険者の共通拠出限度額について、月額 5.5 万円から 6.2 万円に引き上げ（+7,000 円）。
iDeCo による支援が最も必要となる企業年金のない第2号被保険者については、iDeCo の拠出限度額は、年間で現行の約 2.7 倍の約 75 万円になります。
- ② 国民年金第1号被保険者の国民年金基金と iDeCo の共通拠出限度額については、第2号被保険者との兼ね合いから、第2号被保険者と同額（+7,000 円）の引上げを行い、月額 7.5 万円になります。

制度の内容

参照：厚生労働省税制改正資料

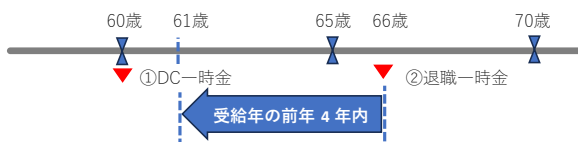
現在				見直し後			
第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号	第1号	第2号 (企業年金あり)	第2号 (企業年金なし)	第3号
iDeCo 月額6.8万円 ※国民年金基金 等との合算枠	iDeCo 月額2.0万円 企業型DC 月額5.5万円	iDeCo・iDeCo+ 月額2.3万円	+0.7万円	iDeCo 月額7.5万円 ※国民年金基金 等との共通枠	iDeCo・企業型DC 合計で 月額6.2万円 4.2万円増額	iDeCo・iDeCo+ 月額6.2万円 3.9万円増額	iDeCo 月額2.3万円
国民年金 基金	厚生年金保険		iDeCo 月額2.3万円	国民年金 基金	厚生年金保険		iDeCo 月額2.3万円
国民年金（基礎年金）				国民年金（基礎年金）			

退職所得控除の勤続期間の重複排除の特例等が改正

従前は、退職金と iDeCo 等の一時金の受け取る順序によって控除額の調整方法が異なることで課税の公平性から問題がありました。また定年の延長が進み、65 歳以降に退職金を受給するケースも増えていることも踏まえて、退職所得控除の勤続期間の重複排除の特例等が改正されました。

退職手当等（老齢一時金を除く）を受け取った際、前年以前 4 年以内に受け取った確定拠出年金の老齢一時金がある場合に、退職所得控除額の計算で調整される規定について、調整の対象を前年以前 9 年以内に受け取った老齢一時金に拡大

【改正前】



【改正後】



その他、退職所得については、改正前は「役員のみ」とされている源泉徴収票の提出義務の対象が、「すべての人（日本の居住者）」に拡大（令和 8 年 1 月 1 日以後に提出する退職所得の源泉徴収票）。

@ 9 月の予定

9/10・8 月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

9/30・7 月決算法人の確定申告

・1, 4, 10 月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元／黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町 3-1-4 食糧会館 3 階
TEL 023-624-3519／FAX 023-624-3662／URL <https://kuronuma-ac.jp/>／E-Mail info@kuronuma-ac.jp